

オ・1・4（有効・保存期間：令和7年12月末）

一般（地）第46号
令和2年3月16日

各警察署長 殿

生活安全部長

交番・駐在所連絡協議会実施要綱について（通達）

交番・駐在所連絡協議会については、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱について」（令和2年2月5日付け警察庁丙生企発第4号）によって運用されることとなったから、各署においては、本通達の趣旨を踏まえ、効果的な交番・駐在所連絡協議会の運用に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達（平成27年3月9日付け第52号）は廃止する。

1 趣旨

交番及び駐在所（以下「交番等」という。）が、地域の安全と平穩の確保に当たるためには、地域住民等の意見、要望等の的確な把握が前提であり、地域社会における身近な問題の提示及び地域住民等との検討、協議の場として、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を明確に位置付け、その活動を一層効果的に推進していく必要がある。

2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番等の所管区において、地域住民の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穩な地域社会の実現を図るものである。

なお、地域住民「等」とは、地域住民に限らず、所管区内の事業所、所管区に関する公的機関、団体等に勤務する者なども含む。

3 連絡協議会の設置及び組織

(1) 連絡協議会の設置

連絡協議会は、原則として交番等の各署管区を単位として設置するものとする。連絡協議会については、地域社会の一体性、共同性に着目して設置することが望ましく、原則として、交番等のそれぞれの所管区を単位として設置し、地域社会の多様な意見、要望等をきめ細かく把握して、所管区内の活動に反映すること。

(2) 連絡協議会の組織

連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成し、委員は、地域の実情に精通し、かつ所管区内の住民等からの信望が厚い

者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定すること。

委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとし、特定の者に限定せず、職業、年齢、性別等を考慮して幅広く選定すること。

選定する人数については、連絡協議会の円滑な運営と会議の効果等を勘案し、所管区の実情や交番等の勤務体制に応じて、おおむね10名程度選定すること。

連絡協議会の効果的な運営を図るためには、地域住民、ボランティア団体、自治体等との連携が不可欠であり、委員のうちおおむね半数程度は、自治会・町会等地域自治組織の役員、防犯協会、交通安全協会、ボランティア団体等の公益的な活動を行う団体の関係者から選定すること。

委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとするが、常に連絡協議会の新陳代謝に配慮すること。

(3) 運営担当者等

運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。運営責任者は、随時委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるとともに、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めること。

警察署長は、交番所長等を運営責任者として指定することとし、交番所長の配分のない地域にあつては、関係する交番の勤務員の中から適任者を運営責任者として指定し、駐在所にあつては、運営責任者として勤務員を指定すること。

4 単位連絡協議会

地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割し又は統合した地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

「地域の特性に応じ」とは、地域の一体性、共同性等に着目して、地域の実情を踏まえて設置できるという趣旨である。

5 職種等連絡協議会

職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、通常連絡協議会及び単位連絡協議会等の連絡協議会の他、目的を限定した連絡協議会を別に設置することができる。

「目的等を限定した」とは、

- ・ 住民の入れ替わりが激しい団地、アパート、マンション等における防犯指導等を推進するため、これらの管理者による連絡協議会
- ・ 総合的な繁華街・歓楽街対策を推進するため、これら地域の商店の経営者や雑居ビルの管理者等による連絡協議会
- ・ 外国人居住者等の保護対策を推進するため、外国人居住者等による連絡協議会

を設置する場合などであり、所管区の実情に応じて、設置することができる。

6 会議の開催(第6条関係)

- (1) 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とする。

- (2) 定期会議は、警察活動の重点及び地域の行事等を勘案し、所管区の実情に応じて効果的な時機を選定し、あらかじめ年間計画を策定することなどにより、年1回以上開催するものとする。
- (3) 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催すること。
- (4) 会議は、連絡協議会の構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催すること。
- (5) 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得ること。

7 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うこと。

連絡協議事項としては、地域住民等に身近な犯罪等の防止、その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題を挙げているが、地域住民等からの意見、要望等を踏まえ、

- ・ 交番等の活動状況
- ・ 地域住民等に身近な事件、事故等の発生状況
- ・ 地域の抱える祭礼等の催事、行事の進め方

等について、具体的な議題を決めて、協議、検討すること。

8 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次の各号に掲げる点に配意して、真に実効が上がるよう努めること。

- (1) 地域課長（地域交通課長）及び地域官（地域交通官）は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- (2) 警察署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議に参加させ又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

9 報告

連絡協議会を開催した場合は、申報により本部地域課に報告すること。